

# 令和6年度当初予算案の概要

こども家庭庁

# 令和6年度当初予算案の概要

## <主要事項>

### 第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現

### 第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

### 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援
- 3 こどもの安全・安心

### 第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等
- 2 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等
- 3 障害児・医療的ケア児支援等
- 4 こどもの自殺対策

計数は令和6年度予算案、( )内は令和5年度当初予算額  
〔 〕は令和5年度補正予算に計上された事項

**6億円 (5億円)**

「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者の意見聴取と政策への反映等を進めつつ、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革等を進める。あわせて、こども政策DXを推進するための基盤強化やこどもデータ連携を推進し、これらを通じて強い司令塔機能を発揮するとともに、常にこどもの視点に立った施策の企画立案・実施に取り組む。

## 1 こどもまんなか社会の実現

**6億円 (5億円)**

### (1) こども・若者の意見聴取と政策への反映等【拡充】

#### ① こども・若者意見反映推進事業【拡充】

- ・政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせ、こどもの声を引き出すファシリテーター等を活用しながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映し、フィードバックに繋げる。また、施設等に出向いて意見を聴く手法について、令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受けた拡充を行う。

【令和5年度補正予算】

### (2) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 6億円

※一部経費は令和6年度予算案に計上

- ・「こどもまんなか」社会の実現に向け、こどもや子育てにやさしい社会づくりのための意識改革として「こどもまんなかアクション」を展開する。併せて、若い世代の結婚や子育てに対する不安解消のための機運醸成に取り組む。また、国民の二一ズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報を推進する。

【令和5年度補正予算】

### (3) 自治体子ども計画策定支援事業 1億円

- ・自治体が行う、自治体子ども計画の策定に向けた実態調査や、調査結果を踏まえた自治体子ども計画の策定を自治体子ども計画策定支援事業補助金により支援する。  
※一部経費は令和6年度予算案に計上
- ・自治体子ども計画の策定を促進するため、計画策定に係る効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、様々な自治体規模に合わせたモデルを調査し、好事例の横展開を図る。

【令和5年度補正予算】

### (4) 子ども政策DX見本市開催事業 1億円

- ・地方自治体等が子ども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供するため、「子ども政策DX見本市」を開催する。見本市の開催により、先進事例等の効率的な横展開を進めるとともに、子ども・子育て分野におけるデジタル技術・サービスを提供する事業者と地方自治体等との協働・連携を推進し、子どもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図る。

### (5) 子ども政策DX推進体制強化事業【新規】

- ・子育てに係る各種手続き及び母子保健のデジタル化等を始めとしたデジタル技術の活用を進めるため、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定等の業務について、専門技術及び知見を持つ事業者の支援によりDX推進体制の強化を図る。

### (6) 子ども家庭庁ウェブサイトの充実【新規】

※デジタル庁一括計上予算

- ・子ども家庭庁の役割やその施策、子どもの権利利益等について、特に小学生から中学生に対して、分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えた子ども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

【令和5年度補正予算】

### (7) 子どもデータ連携に係る実証事業 5億円

- ・地方公共団体における、子どもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報適正な取扱いを確保しながら、支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（子どもデータ連携）の実証事業を実施する。

6,234億円（5,853億円）

我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が取り組む結婚に対する取組、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援する。また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

### 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策

10億円（10億円）

【令和5年度補正予算】

※令和6年度予算案に10億円を計上

#### (1) 地域少子化対策重点推進交付金 90億円

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。

### 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援

786億円（532億円）

#### (1) 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（出産・子育て応援交付金）

- ・「こども未来戦略」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を着実に実施する。

【令和5年度補正予算】

#### 出産・子育て応援交付金調査研究委託費 1億円

出産・子育て応援交付金について、給付金の支給状況や伴走型相談支援の相談記録等を自治体間で情報連携するためのシステムの仕様書を作成する。

## **(2) 産後ケア事業の実施体制の強化【拡充】**

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、ユニバーサル化を進める中で支援の必要性の高い利用者に対しても適切なケアを行うことができるよう、当該利用者を受け入れた施設への加算の創設を行う（併せて補助上限額の6か所上限を撤廃する）。

## **(3) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援【新規】**

- ・基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する薬に関する相談について、性と健康の相談センターが都道府県内の妊娠と薬情報センターの拠点病院に相談業務を委託し、その拠点病院に相談した際の費用の補助を行う。

## **(4) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設を利用する際の交通費等支援【新規】**

- ・地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

## **(5) 妊婦訪問支援事業【新規】**（※安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- ・妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

## **(6) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【新規】**

- ・成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。

## **(7) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等**

- ・医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。

【令和5年度補正予算】

### **乳幼児健診等の推進 25億円**

- ・「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して支援を行うとともに、「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

### **妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 1億円**

- ・都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

### **母子保健デジタル化実証事業 8億円**

- ・マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。

## **3 高等教育の無償化**

**5,438億円（5,311億円）**

### **（1）高等教育の修学支援新制度の実施【拡充】**

- ・大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、低所得世帯の学生に対し高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を実施するとともに、骨太の方針や「こども未来戦略」を踏まえ、令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ支援を拡大する。

## 第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

4兆0,443億円の内数（3兆4,338億円の内数）

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化の実施、「こども未来戦略」に基づく取組により、こどもを産み育てやすい環境を整備する。

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。また、放課後児童クラブの受け皿整備やこどもの居場所づくり支援の取組を推進する。さらに、こどもの安全で安心な生活環境の整備の充実を図る。

### 1 総合的な子育て支援

3兆8,169億円（3兆4,115億円）

#### （1）子ども・子育て支援新制度の推進（年金特別会計に計上）【一部社会保障の充実】【拡充】

##### ① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべてのこども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

##### ア 子どものための教育・保育給付等

施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）、地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）、子育てのための施設等利用給付等を実施する。

##### 【主な拡充内容】

##### ◇ 4・5歳児の職員配置基準の改善

「こども未来戦略」に基づき、「4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。

これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準により運営も可能とする経過措置を設ける。）  
また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

(※) チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

◇地域区分の見直し

令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

（※）要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

◇保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善

令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上する。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。

**イ 地域子ども・子育て支援事業**

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

## 【主な拡充内容】

### ◇放課後児童健全育成事業

「こども未来戦略」を踏まえ、新・放課後子ども総合プランによる受け皿の拡大について、加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善等を行う。

### ◇病児保育事業

病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分を引き上げるとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

### ◇延長保育事業

1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う。

### ◇利用者支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

### ◇家庭支援事業

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等を行うとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業の利用者負担軽減の充実を図る。

## ② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

### ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

### イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、利用状況を踏まえて所要見込額を精査するとともに、適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

### ウ 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

### ③ 児童手当制度の抜本的拡充

- ・ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、以下の抜本的拡充を行う。※次期通常国会に所要の法案を提出予定
  - 1) 次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。
  - 2) 多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。
  - 3) 支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。

【令和5年度補正予算】

#### 児童手当拡充に向けたシステム整備 232億円

児童手当の抜本的拡充に向けて地方公共団体が業務システムの改修等を行う場合、改修等に必要な経費を奨励的に助成する。

### ④ 子ども・子育て拠出金に係る事業の拡充

「加速化プラン」の実行に当たり、子ども・子育て拠出金を最大限活用することとし、以下の措置を講ずる。

- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置を改善する。
- ・ 病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえ、基本分単価を引き上げる。
- ・ 0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分に対応する。

その上で、今後の子ども・子育て拠出金の料率（現行0.36%）については、「加速化プラン」が完了する令和10年度までの間、積立金残高等を踏まえ、現行料率の範囲内で調整する。令和11年度以降についても、その時々々の経済・社会情勢等を勘案しつつ、現行料率の範囲内とすることを念頭に引き続き検討する。

また、企業が賃上げ努力を行う中で、将来に向けた拠出金負担の予見可能性を高めることができるよう、法律に定められた拠出金率の上限を0.45%から0.40%に引き下げることや、法律に定められた0～2歳児に係る保育給付への拠出金の充当割合の上限を1/5から11/50に引き上げるため、子ども・子育て支援法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。

## (2) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等【拡充】

### ・保育の受け皿整備

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある地方自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

### ・保育人材確保のための総合的な対策

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士と園のニーズに合ったマッチングとするため、潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

また、潜在保育士の再就職を促進するため、まずは保育補助者として保育現場で従事し、段階的に保育士として復帰する際の足がかりとなるよう支援を行う。

さらに、修学資金貸付について、保育士を目指す学生が金銭的な理由で指定保育士養成施設への進学を諦めることのないよう、所要の額を確保する。

この他、保育士支援アドバイザーにおける巡回支援について広域での対応が可能となるよう補助基準額の拡充などを行う。

### ・多様な保育の充実

「家庭支援推進保育事業」において、特に配慮が必要とされるこどもが入所児童の「40%以上」である保育所等に対し、保育士の加配を行っている。「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等については、特に配慮が必要とされるこどもが入所児童の「30%以上」である場合について保育士加配する要件の追加を行う。

また、「保育利用支援事業（入園予約制）」について、①1年の育休取得後に限定せず、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する拡充を行う。

### ・認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

また、認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等に対し、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援するほか、ベビーシッターの研修機会を増加させることにより、更なる質の向上を図る。

【令和5年度補正予算】

### こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施に向けた試行的事業等 116億円

・全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。また、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

※既存の保育所や小規模保育所等が空き部屋を転用し試行的事業を実施する場合の財産処分については、経過期間に関わらず国庫納付を不要にする等の措置を行う予定。

### 保育の受け皿整備等 318億円

・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用について、プランの着実な実施に向けて必要な経費を計上する。また、国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等に必要な経費を計上する。

### 保育人材確保のための総合的な対策 71億円

・「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に向けた保育人材の確保を進めるため、保育所等のICT化を推進し、保育士の業務負担軽減を図る。また、保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

・保育士の業務負担軽減に向け、登降園管理、保護者との連絡等に加え、実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援する。さらに、保育所等におけるICT化を推進するため、自治体において、ICT事業者や保育事業者などで構成される協議会を設置し、域内保育所のシステム導入促進のための取組を行っている場合に補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。

※なお、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合については、過去に本補助金を活用して登降園管理等他のシステムを導入している場合でも対象とする

### 多様な保育の充実 5億円

・医療的ケア児の受入れを行う保育所等について、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設するほか、医療的ケア児の保育にあたる保育士及び看護師の研修の充実、医療的ケア児の災害対策および個別性に着目した備品の補助等を実施する。

## （3）「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進

・「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（以下「はじめの100か月の育ちビジョン」）の認知拡大に加え、国民一人一人の具体的な行動を促進するため、「はじめの100か月の育ちビジョン」の詳細な内容について、幅広い層への効果的広報を通じた普及啓発を実施する。

【令和5年度補正予算】

**「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 1億円**

- ①保護者・養育者や関心層向けに、幼児期までのこどもの育ちに関するハンドブックや動画等を作成する。
- ②地域において、こどもの育ちに関する具体的活動を推進するコーディネーター人材を全国的に養成する。
- ③こどもの育ちの質の向上を促進する科学的知見の充実・普及を目的とした調査研究を実施する。

## 2 地域の子ども・子育て支援

2,284億円の内数（2,073億円の内数）

### （1）放課後児童クラブの常勤職員配置の改善や受け皿整備等の推進【拡充】

- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、運営費（基本分単価）について、現行の補助基準額に加え「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。
- ・ 人事院勧告や最低賃金の動向を踏まえ、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げを行う。
- ・ 賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援の補助基準額の引き上げや、待機児童が100人以上発生している市町村等に対する送迎支援について、補助基準額の引き上げを行う。
- ・ 「こども未来戦略」を踏まえ、文部科学省とも連携しつつ、受け皿の拡大を着実に進め、待機児童の解消を図るため、施設整備費の国庫補助率の嵩上げを継続する。
- ・ 放課後居場所緊急対策事業（児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業）の補助対象範囲を拡大し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。

【令和5年度補正予算】

#### 放課後児童クラブの受け皿整備 21億円

- ・ 待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し、国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速させる。
- ・ 学校の敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場の一体的な整備を推進する。

#### 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 8億円

- ・ 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

## (2) 地域の子ども・子育て支援の推進【拡充】

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした切れ目のない一体的な相談支援体制の整備  
こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る。  
また、利用者支援事業（基本型）を見直し、保育所や地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が子育て世帯の身近な相談機関（地域子育て相談機関）を担うための体制整備を推進する。
- ・新たな家庭支援事業の推進  
令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。また「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る。
- ・地域の子ども・子育て支援の充実  
地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充を行う。  
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、「預かり手増加のための取組加算」の充実や、提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援を行う。

## (3) こどもの居場所づくり支援の推進

【令和5年度補正予算】

### こどもの居場所づくり支援体制強化事業 13億円

- ・こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、コーディネーターの配置の支援を行うとともに、NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を継続して実施する。

### 「こどもの居場所」としての児童館の機能強化 62億円の内数

- ・地域における「こどもの居場所」として、中・高生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率の嵩上げ（1/3→1/2）を行う。

#### （1）こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組

- ・こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を効率的に構築していくために、関係業務や情報の処理等についての検討のため調査研究を行う

【令和5年度補正予算】

##### 教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円

- ・教育、保育等を提供する業界における性被害の防止等の取組を促進するための先進事例の収集・把握、それらを基にした指針のひな型の作成、これらを周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報を検討・実施する。

##### 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円

- ・保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置、保育状況の説明要望等に応えるカメラを活用し保育の内容を記録するなどの取組に対して補助を行う。

#### （2）児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧

【令和5年度補正予算】

##### 児童福祉施設や障害児施設等の災害復旧 20億円

- ・災害により被害を受けた児童福祉施設や障害児施設等の速やかな復旧を図るため、各施設における災害復旧事業に要する事業費の一部について支援を行うとともに、災害対応機関における災害情報の共有体制の構築を図る

## 第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保証する

1兆0,491億円の内数（1兆0,019億円の内数）

貧困・ひとり親、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児への支援を強化・拡充し、多様なニーズを持つ子どもを含め、すべての子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築する。

また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実に向け、都道府県等における体制強化及び事業の推進を図り、子どもの自殺に関する調査研究・広報啓発等に取り組む。

### 1 子どもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等【拡充】

1,673億円（1,665億円）

#### ・児童扶養手当の拡充

児童扶養手当について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から所得制限限度額を引き上げる（※1）とともに、第3子以降の加算額を拡充（※2）する。

（※1）所得制限限度額の引き上げ ※2人世帯（子ども1人）の場合の給与収入金額

<手当額の満額を受給できる収入> 年収160万円 → 190万円

<手当額の一部を受給できる収入> 年収365万円 → 385万円

（※2）多子加算の増額

第3子以降の加算額（3,130円～6,250円）を第2子と同額（5,210円～10,420円）に増額

（上記の額は、R5年度の手当額であり、物価スライドによって改定される）

#### ・児童扶養手当の受給に連動した要件緩和

ひとり親に対する就労支援事業等について、所得が上がって児童扶養手当の所得制限水準を超えた場合であっても、1年間をめぐりに継続して利用可能とするなど、自立のタイミングまで支援を継続できるように、児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和を行う。

#### ・ひとり親の就業支援・自立支援の強化

① 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金（高等職業訓練促進給付金）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する。

② 主体的な能力開発の取組みを支援するため教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、助成割合の引上げ等を行う。

③ 離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた、家庭・生活環境を整える支援を行う。

・養育費確保支援等の強化

- ① 養育費の履行確保に取り組む自治体を支援する事業（離婚前後親支援事業）により、養育費の取り決めや受け取りに係る弁護士報酬の支援を行う。
- ② 親子交流の支援について、利用要件を緩和し、支援の強化を図る。

【令和5年度補正予算】

- **こどもの生活・学習支援事業の拡充** 4億円  
経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジできるよう、地域で学習をサポートする場を増やし、新たに、こどもの大学受験料等の補助を行う。
- **アウトリーチ支援・宅食事業** 7億円  
支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化することで、こどもの状況把握を継続的に行い、必要な支援につなげる。
- **地域こどもの生活支援強化事業** 13億円  
食事や生活に困ったときに、頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられるよう、こども食堂や学び体験などの場を増やし、地域の支援体制を強化する。
- **ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業** 25億円  
こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。
- **ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業** 2億円  
ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。

**2 児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等**

**3,829億円の内数（3,538億円の内数）**

**（1）虐待の未然防止【拡充】**

・こども家庭センターの設置促進

こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図る（再掲）。

・家庭支援事業の実施

令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。また「こども未来戦略方針」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る（再掲）。

- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの提供や、こどもの養育等に関する相談・助言等を行う事業（妊産婦等生活援助事（※））を実施する。

（※）安心こども基金を活用して実施

#### 【令和5年度補正予算】

- こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備 2億円  
こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における相談員や専門人材の配置を支援。

### （2）こども・若者視点からの新たなニーズへの対応【新規】

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（＝こども若者シェルター）を確保する。

#### 【令和5年度補正予算】

- 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援 3億円  
生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。

### （3）児童虐待への支援現場の体制強化【新規】

改正児童福祉法に基づき「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられることに伴い、資格取得が進むよう受講希望者が研修等の参加しやすくなるための補助を創設し、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。

#### 【令和5年度補正予算】

- 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業 2億円  
児童相談所職員の採用・人材育成・定着に向けた仕組みの構築のための取組を実施するとともに、児童相談所への定着支援アドバイザーの配置やVR等を活用した研修システムの作成等、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。
- 児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業 20億円  
児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報連携を図るシステムを構築する。

#### (4) 虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備【拡充】

- ・一時保護施設や児童養護施設等の環境改善

- ① 児童相談所一時保護施設においてこどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。
- ② 児童養護施設等入所児童の学習支援の強化を図るため、大学等受験費用の支援や、スマートフォンを用いた学習環境の整備等を行う。

- ・親子関係再構築支援の充実

親子再統合支援(=親子関係再構築支援)については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する事業(※)を創設する。

(※) 安心こども基金を活用して実施

- ・こどもの権利擁護のための取組の推進

各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業(※)を創設する。

(※) 安心こども基金を活用して実施

- ・家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進

家庭養育環境を確保するため、「里親支援センター」による里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進する。併せて、里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や、関係機関による全国フォーラムを開催する。また、里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施する。

- ・社会的養護を経験した若者への自立支援

社会的養護を経験した若者が自立した社会生活を送ることができるよう、住居の提供や生活相談等を行う事業(児童自立生活援助事業)について、年齢にかかわらず必要な支援を継続する。また、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援するほか、自立援助ホームにおける生活の質の向上を図るため、生活費の単価を改善する。

- ・支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援

支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援として、相互交流や情報提供、相談・助言、一時的な居住支援等を行う事業(社会的養護自立支援拠点事業(※))を実施し、自立に向けたサポートを受けられる体制を整備する。また、休日夜間に緊急で一時的避難が必要な者を受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する事業(休日夜間緊急支援事業(仮称))を実施する。

(※) 安心こども基金を活用して実施

## 【令和5年度補正予算】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 3億円  
児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。
- 改正児童福祉法で創設される里親支援センター等への開設準備経費等の支援 4億円  
令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設される施設・事業所(里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所)に対して、開設準備経費等の支援を行う。
- 児童養護施設等の職員の処遇改善 40億円  
児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

## (5) 児童福祉施設等の着実な整備【拡充】

・児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

・地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。

## 【令和5年度補正予算】

- 児童福祉施設や障害児施設等の施設整備 62億円  
産後ケア事業の施設整備や「こどもの居場所」として中・高生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率を嵩上げし、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い創設される施設等を補助対象へ追加するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき児童福祉施設や障害児施設等の耐災害性強化を図る。

## (6) ヤングケアラーの支援体制の構築【拡充】

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築支援においては、ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員に対する研修への支援、自治体と支援者団体とのパイプ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置等の推進に併せて

- ・進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築（キャリア相談支援加算）
- ・レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントの開催（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）

に要する経費に対する補助を創設し、ピアサポート等相談支援体制の充実を図る。

## (7) 地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

- ・地域において「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置の促進や機能の向上に資する、地方公共団体の取組を支援する。
- ・困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

## 3 障害児・医療的ケア児支援等

4,989億円の内数（4,813億円の内数）

### (1) 質の高い支援の提供【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。また、障害福祉サービス等報酬改定について、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。（障害福祉サービス等報酬：+1.12%）

#### 【令和5年度補正予算】

- |  |      |
|--|------|
| ○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充   | 15億円 |
| 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 |      |
| ○ 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業   | 1億円  |
| 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。                               |      |
| ○ 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善   | 42億円 |
| 必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害児支援事業所に従事する職員の更なる処遇改善を行う。                            |      |
| ○ 医療的ケア児等総合支援事業の拡充   | 8億円  |
| 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。  |      |

## (2) 地域社会の参加・包摂の推進【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域のインクルージョンの推進のための取組への支援を行う。

### 【令和5年度補正予算】

#### ○ 地域障害児支援体制強化事業の拡充

15億円

児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域の子ども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。(再掲)

## (3) 地域の支援体制の強化【拡充】

- ・児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。
- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。
- ・聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。
- ・児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

### 【令和5年度補正予算】

#### ○ 地域支援体制整備サポート事業

1億円

児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

## 4 こどもの自殺対策

0.6億円（0億円）

### 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進 【新規】

- ・「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」とりまとめ）に基づき、こどもの自殺の要因分析に関する調査研究を実施するとともに、自殺予防や自殺対策に関して、中高生をターゲットにした広報啓発活動を実施する。

（参考：地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進）

#### 【令和5年度補正予算】

- 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証 4億円  
文部科学省等と連携し、いじめ防止対策を強化するため、地方公共団体の首長部局において、専門家等を活用し、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証に取り組む。